

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

岬町長

田代 亮

岬町条例第10号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和38年岬町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法令又は条例」の次に「(以下この項において「条例等」という。)」を加え、「与えられた日」の次に「及び条例等により、4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日」を加える。

第10条第11項第4号中「職業に就いたもの」を「安定した職業に就いた者」に改め、同条14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第14項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年岬町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。